

短期入所生活介護

重要事項説明書

令和3年4月1日

壬生老人ホーム 短期入所生活介護 重要事項説明書

(令和3年8月1日現在)

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 壬生老人ホーム
代表者名	理事長 松浦 俊海
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区壬生柳ノ宮町 31 (電話) 801-1243 (FAX) 801-1405

2 事業所(ご利用施設)

事業所名	短期入所生活介護 壬生老人ホーム (併設・空床型)
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区壬生柳ノ宮町 27 (電話) 801-1243 (FAX) 801-1405
事業所番号	2670300025
管理者の氏名	施設長 中村 倫典

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

本事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

壬生老人ホームは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に貢献できるよう、認知症の状況等利用者の心身状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。本事業を行うに当たって、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、その介護支援計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。

サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

サービスの提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。壬生老人ホームは、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

4 事業所の概要

(1) 構造等

敷地		1400㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート 3階建
	述べ床面積	1827㎡
	利用定員	4名

(2) 居室

居室の種類		室数	面積（一人あたりの面積）	備考等
併設	従来型個室	1	1人部屋 16.81㎡	冷暖房・呼び出しブザーを設置
	多床室	1	1人部屋 6.78㎡	
		1	2人部屋 8.25㎡	
空床	多床室	13	4人部屋 8.25㎡	

(3) 主な設備

種類	室数	面積	備考
食堂	2	1F 51.0㎡ 2F 33.0㎡	
浴室	2	一般浴 36.0㎡ 特浴 19.3㎡	特別浴槽 1台設置
医務室	1	33.0㎡	薬局、看護師室を含む
静養室	1	16.5㎡	冷暖房・呼び出しブザーを設置

(4) 通常の送迎の実施地域

下記の通りに囲まれた範囲 東－烏丸通り 西－西大路通り 南－七条通り 北－丸太町通り

5 事業所の職員体制

従業者の職種	常勤換算後の人数（人）	職務の内容
管理者	常勤 1名	管理統括
生活相談員	常勤 1名	相談業務・計画作成
介護職員	常勤 18名 非常勤 9名 （常勤換算 20.7名）	生活援助
看護職員	常勤 2名 非常勤 3名 （常勤換算 4.05名 / 正看 3名 准看 2名）	医療・健康管理
医師	内科医 1名 精神科医 1名（各非常勤）	
管理栄養士	常勤 1名	栄養マネジメント
調理員	適切な食事が提供出来る人数（委託：魚国総本社）	給食調理

6 職員の勤務体制（特養と一体的に運営、兼務）

従業者の職種	勤務体制
管理者	通常の勤務時間帯（9：00～18：00）
生活相談員	通常の勤務時間帯（9：00～18：00）
介護職員	早番（6：45～15：45） 日勤（9：30～18：30） 夜勤（17：00～10：00） 遅番（11：00～20：00） *夜間帯（20：00～6：45）は、原則として職員2名（休憩有）で54名のケアを行います。
看護職員	日勤（9：15～18：15）
医師	（内科）月・金曜日 14：00～16：00（精神科）水曜日 14：00～16：00
管理栄養士	日勤（9：30～18：30）

調 理 員	早番（6：00～15：00） 遅番（9：45～18：45）
-------	-------------------------------

7 短期入所生活介護の内容と費用

（1）介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	（食事時間）朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 17：45～ 栄養のバランスがとれた家庭的なお食事を提供します。ご利用者個々の状況に配慮した食事を提供します。
入 浴	1週間当たり2回以上の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、特殊浴槽を用いての入浴も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え 整 容 等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツは利用毎に新しいものに交換、マット類も利用終了毎に乾燥機にかけます。
健 康 管 理	看護職員により、健康管理等を行います。かかりつけ医等との連携を行います。
相談及び援助	利用者とそのご家族からのご相談に応じます。
送 迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要な場合、送迎を行います。原則として家族の付き添いをお願いします。

イ お支払方法

提供するサービスの料金は利用毎に計算します。原則、退所時に現金でご精算頂くこととなります。但し、支払者の都合等により、以下の方法での支払いが可能です。また、デイサービス併用や複数回利用の場合、月単位でまとめて請求することが可能です。

① 指定口座への振り込み、（手数料はご利用者負担）

金融機関名	京都銀行 大宮支店
口座種類・番号	普通預金 3972054
口座名義	<small>しゃかいふくしほうじん みぶろうじんほーむ りようりょうぐち だいひょうしゃ なかむらみちのり</small> 社会福祉法人 壬生老人ホーム 利用料口 代表者 中村倫典

② 郵便振替での振り込み（振替受払通知票、手数料はご利用者負担）

加入者番号	00960-2-51761
加入者名	社会福祉法人 壬生老人ホーム

③ 口座自動引き落とし（手数料250円/回）

申請書類での申し込みが必要となります。ご希望の方は事務所までお申し出下さい。手続きには1～2ヶ月かかります。それまでは、施設窓口または振込でお支払い下さい。金融機関の指定はありません。引き落とし日は、利用月の翌月27日とし、金融機関が休業日の場合はその翌営業日となります。

○介護費用

（1）介護保険給付の対象となるサービス

原則として、介護保険給付費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額となります。

詳しい利用料は、別紙「短期入所生活介護サービス 利用料金表」をご覧ください。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。(償還払い)

(2) 介護保険給付対象外サービス 下記の項目に関しては利用料の全額を負担していただきます。

種類	内 容		利 用 料
食 費	栄養士の管理の下で、バランスのとれた献立を提供します。 ※ 入所時点で予定されていた食事については、特別な場合を除き徴収させていただきます。		朝 300 円 1食毎に設定 昼 600 円 夕 600 円
居住費	多床室 ※ 2人部屋、狭小な個室、特 養空床	上下水道、電気、冷 暖房、個人使用の電 化製品の使用料を全 て含みます。	1日あたり 870 円
	従来型個室		1日あたり 1, 150 円

食費・居住費の軽減について

所得の低い方に対しては、「負担限度額認定証」の申請により居住費・食費の負担額の上限が定められ、負担の軽減が図られます。また、これとは別に「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」も行っております。これらの負担軽減を受けるためには、区役所（健康長寿推進課）への事前申請が必要です。

所得段階	食 費 (1 日)	居住費 (1 日)	
		多床室	従来型個室
第4段階	1500 円	870 円	1150 円
第3段階	① 1300 円	370 円	820 円
	② 1000 円		
第2段階	600 円	370 円	420 円
第1段階	300 円	0 円	320 円

その他の利用料 (全額利用者負担となります)

散 髪	理容サービス提供日に入所されている方で、利用された場合。利用されるか否かは任意です。	理美容業者の料金表による
特別な行事食	創立記念行事、納涼会、初春の集い等に参加され、特別な行事食を提供した場合。参加されるか否かは任意です。	行事食として 1回 500 円
おつかいサービス	嗜好品、日用品など希望や必要に応じて、おつかいを承ることが出来ます。利用されるか否かは任意です。	1回 50 円 購入代金は実費
通常の事業実施範囲外からの送迎費用	4の(4)に記載の通常の事業実施範囲を越えて送迎を行う場合	区域外送迎 片道 300 円
診 療 費	壬生老人ホーム診療所において医療を受けられる場合、別途医療費の一部負担金が発生します。	医療保険 一部負担金
利用料 口座引落手数料	申請書類での申し込みにより、利用料を口座引落により支払うことができます。※手続きには1~2ヶ月かかります。	1回の引落事務 250 円

○その他短期入所生活介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、ご利用者に負担が適当な費用は、ご利用者の負担となります。

○キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。
ただし、ご利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合（利用日当日のキャンセル）	1500 円

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情・相談の窓口	苦情受付担当者 島津秀明（相談員） 竹内雅美・楠田直也（介護主任） ご利用時間 月～土曜日 9：00～17：00 ご利用方法 お電話・FAX・メール、事業所内苦情受付箱 電話：075-801-1243 FAX：075-801-1405 メールアドレス： mibuhomu@polka.ocn.ne.jp
苦情解決責任者	中村 倫典（施設長）
第三者委員	奥本 喜裕（静原寮 施設長） 電話：090-8217-0553
その他の苦情窓口	京都市においては、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課、その他の市町村においては介護保険担当窓口（別紙：一覧参照）
	京都市中京区役所 健康長寿推進課 電話：075-812-2566 FAX：075-812-0072
	京都府国民健康保険団体連合会 電話：075-354-9090 FAX：075-354-9055
	京都府福祉サービス適正化委員会 電話：075-252-2152 FAX：075-212-2450

9 事故発生時の対応

- (1) 迅速な事故処理を行い、再発防止策を講じます。
- (2) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族・居宅介護支援事業所、市町村への連絡を行うとともに、必要な措置を致します。
- (3) 業務遂行上の過失により甲に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合はその損害を賠償します。 ※損害賠償保険：(株)損保ジャパン「しせつの損害保険」

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画及び非常災害時計画に基づき対応を行います。			
避難訓練 及び 防災設備	年2回以上、夜間もしくは昼間を想定した避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	2 個所
	避難階段	1 個所	屋内消火栓	あり
	日動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	各 所		—
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
各種計画等	消防計画・非常災害時計画等 中京消防署提出済			

1.1 緊急時等における対応方法

入所中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の緊急時連絡先（ご家族等）、主治医、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

転倒骨折や外傷による出血時また、利用者の体調の急な変化により緊急対応が必要であると判断した場合には、ご家族等の承諾を待たずに、しかるべき緊急通院措置（事前に医療機関のご希望をお伺いしている場合は可能な限りご希望の医療機関へ、これが出来ない場合は施設の協力病院、または相当と判断した医療機関）を取らせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

1.2 協力医療機関等

協力医療機関の名称・所在地・電話番号等	回生会 京都回生病院：下京区松原通り七本松西入 総合病院 電話：075-311-5121
	斉藤歯科医院：中京区四条壬生川角 幸ビル内 歯科（往診） 電話：075-811-5770

1.3 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9：00～18：00 ※やむを得ず面会時間外に来られる場合はあらかじめご連絡ください。 ※17時以降は壬生寺大門が閉門されます。大門南側にある「夜間通入口」をご利用下さい。 ※お車での来所の場合は、別紙「壬生老人ホーム進入経路図」をご覧ください、ホーム前境内に駐車ください。またその際、必ず施設の事務所受付に申し出て下さい。 (毎年2月1～4日は「壬生寺節分祭」のため、進入禁止となります。) ※生物（生菓子等）の持ち込みはご遠慮下さい。
外出	外出の際には、必ず行先と戻られる時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備 器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
金銭・貴重品	自己責任での管理か、事務所へお預け下さい。基本持ち込みはお避け下さい。
その他	事業所内での他利用者に対する宗教及び政治活動、ペットの持込はご遠慮ください。

1.4 ご利用者へのお願い

- サービス利用毎に、介護保険被保険者証・負担限度額認定証を提示してください。
- 上記の他に、医療保険（後期高齢者医療等）被保険者証、障害者手帳も提示ください。
※特に保険証等の更新があった場合にはお申出ください。
- サービスの利用にあたっては、担当する介護支援専門員を通じて申し込むことができます。
定期申込：利用を希望する期間の前々月の月末3日間、予約票を使いFAX受付
随時申込：希望があれば、適宜電話等にて受付

1.5 第三者評価の実施状況

実施した直近の年月日	令和2年12月17日
実施した評価機関の名称	一般社団法人 京都社会福祉士会
評価結果の開示状況	「京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」のホームページ (http://kyoto-hyoka.jp/j00664/)にて公表

重要事項についての説明書・同意書

当事業者は、重要事項説明書に基づき、短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	京都市中京区壬生柳ノ宮町 31
	事業者（法人）名	社会福祉法人 壬生老人ホーム
	施 設 名	壬生老人ホーム
	（事業所番号）	2670300025
説明者	職 名	相 談 員
	氏 名	島 津 秀 明 印

私は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護におけるサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しこれを受領しました。

令和 年 月 日

（利 用 者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

（代 理 人） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____